

未来の世代に農地を紡ぐ 農業委員と

募集
します。

推進委員を

営農型太陽光発電設備(踏瀬地区)

泉崎村では、現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員が令和8年7月19日で任期満了となります。

これに伴い、令和8年7月20日から委員になっていただく方を募集します。

募集期間 令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木)

募集人員 農業委員 8名 農地利用最適化推進委員 8名

任 期 令和8年7月20日から3年間

募集手続

農業委員・農地利用最適化推進委員ともに、以下の①及び②のいずれも、「持参」又は「郵送」の提出方法があります。

①農業者や農業関係団体などからの推薦

②自らによる応募



◇募集手続きの詳細については、泉崎村HPをご覧ください。

募集要項は、リンク先(二次元コード)または次頁のとおりです。

<https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/gyosei/nogyoiinkai/page001942.html>



募集要項HP

農業委員及び農地
利用最適化推進委
員の募集要項

農業委員会は農地利用最適化のために大切な役割を担う執行機関です。

職務の内容

農業委員

農業委員会の会議に出席し、農地法や他の法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関して審議を行います。また、農地利用最適化推進委員と連携して、農地の現地調査や農地等の利用の最適化の推進に向けた活動を行います。



農業委員

農業に関する識見を有し、農地法等による法令業務その他農業委員会の所掌に関する事項に関し、その役割を適切に行うとともに、農地利用最適化推進委員と連携して、地域の話合いへ積極的に参加できる方。◆農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条

農地利用最適化推進委員

農業委員と連携して、担当する区域において、農地等の利用の最適化を推進するための業務を行います。

※「農地等の利用の最適化の推進業務」とは、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入促進を行うための活動です。



農地利用最適化推進委員

農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有するとともに、地域農業に精通し、地域での話合いの推進など現地での活動ができる方。◆農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条

連携

泉崎村農業委員会事務局

<https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/gyosei/nogyoiinkai/index.html>

福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145

☎0248-53-2430



農業委員会HP